

川口市テニス協会会則

会則はこの協会の真摯なる会員活動を円滑に行い、且つ公平に秩序ある運営を図る事とする。

第 1 章 名称及び事務所

第1条 本会は川口市テニス協会と称する。

第2条 本会の事務局は会長指定の所に置く。

第 2 章 目的及び事業

第3条 本会は主に川口市内におけるテニス競技の普及・発展、競技力の向上の為、
平滑な運営を行うと共に、会員相互の親睦を図り、
心身の健全なる育成に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種テニス大会の開催
- (2) テニスに関する講習会並びに教室の開催（ジュニア指導含）
- (3) その他目的達成に必要な諸活動

第 3 章 組 織

第5条 本会は次のものをもって組織する。

- (1) 主に川口市内の団体・及び総会で認めた団体。
- (2) 主に川口市内に所在する中学校並びに高等学校テニス部。
- (3) 主に川口市内に在住する18歳までのジュニア。
- (4) 主に川口市内に在住又は在勤する個人及び川口市の住民票のある者
但し、個人の場合には理事会の承認が必要となる。
- (5) 個人のジュニアは必要に応じ当協会ジュニア所属となる。

第6条 登録は理事会において議決し、承認する。

第 4 章 役 員

第7条 理事会及びその役職

組織図参照

第8条 この会に次の役員を置く。

会長（1名）、副会長（若干名）、理事長（1名）、副理事長（若干名）
理事（約10名）、会計（2名）、監事（2名）
各委員長を理事とする。委員会は専門委員会規程に準ずる。
外に名誉会長、顧問、参与、相談役を置くことができる。

第9条 役員の選出並びに職務については次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は理事会で選出する。
- (2) 会長は本会を代表し、その会務を総理する。
- (3) 副理事長・理事は兼任できる。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- (5) 理事長・副理事長は理事会で選出する。
- (6) 理事長は会務の執行を統括する。
- (7) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代理する。
- (8) 新理事は理事会に於いて候補者を選出し、会長が委嘱する。
- (9) 会計は理事会において選出し、会計事務を執行する。
- (10) 監事は理事会で選出し、会計を監査する。
- (11) 会長は理事若干名を推薦できる。

第10条 役員の任期は2年とする。

- (1) 役員の任期満了後も後任者が決定するまで会務に従事する。
- (2) 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 第 5 章 会議**
- 第11条 本会の会議は総会、理事会、クラブ代表者会とする。
- 第12条 総会はクラブ代表及び理事（各委員長）以上をもって構成する。
- 第13条 総会は会長が招集し、議長となる。但し、役員の3分の2以上から開催の請求がなされたときは臨時に総会を開催する。
- 第14条 総会は次の事項を議決する。
- (1) 事業計画
 - (2) 収支予算及び決算（貸借対照表）
 - (3) 規約の改廃
 - (4) 役員の承認
 - (5) その他本会運営上必要な事項
- 第15条 理事会は会長・理事長・理事（各委員長）及び会長推薦理事により構成する。
- 第16条 理事会は会長が招集し、議長となる。
理事会は会務の執行に関し必要に応じて開くことができる。
- 第17条 理事会は次の事項を審議する。
- (1) 各委員会及び団体代表から委任されたこと。
 - (2) 緊急事項。
 - (3) その他本会運営上必要な事項。
- 第18条 会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は議長がこれを決する。
前項の規程にかかわらず第23条に規定する会員の除名の場合には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。**会議の構成員は書面又は代理人に委任することにより議決に参加することができる。**
- 第19条 本会の業務を円滑に遂行する為に専門委員会を設ける。
専門委員会の運営に関し必要な事項は理事会において別に定める。
専門委員会には理事会の承認を得て学識経験者等を当てることができる。
- 第 6 章 資産及び会計**
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第21条 本会の資産及びその関連は次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 入会金/年会費/登録費
 - (2) 大会参加費（事業計画に基づく）
 - (3) 各授業料（レッスン規程に基づく）
 - (4) 会計管理は銀行・信用金庫・郵貯とする
 - (5) 上部団体からの強化資金
 - (6) その他の収入及び什器備品IT化に伴うコンピューター機器等
- 第22条 会員は次の会費を会の指定する口座に納付しなければならない。（第3章組織参照）
一切を金融機関決済とし、その入金は総務会計で確認、事務局に通知される。
- | | | |
|-------------|---------------|-------------------|
| <一般> | 入会金 | 1 単位クラブ : 5,000円 |
| | 年会費 | 1 単位クラブ : 8,000円 |
| | 登録費 | 団体個人 : 500円 |
| <ジュニア>一般 | 承認料 | 徴収しない |
| <ジュニア> レッスン | 普及ジュニア受講料（会費） | 支払6ヶ月毎 |
| | 強化・育成授業料（会費） | 支払3ヶ月毎 |
| | | 会費についてはジュニア規程に準ずる |
| <個人> | 年会費 | 2,000円 |
| | 登録費 | 2,000円 |
- (1) 納付期限は入会金/年会費は毎年3月末・中間9月末に一括納入とする。
中学校及び高等学校の課外活動としてのテニス部は会費の全額を免除する。
- (2) 上部団体の埼玉県テニス協会への登録
上記会員は同協会へ登録申請がなされる。
- (3) 個人会員は原則的に理事会の承認が必要となる。さらに隨時受付され、会費の納付後、約1ヵ月後に登録される。尚、会員登録期間はその年度の4/1～翌3/31までとする。
- (4) ジュニアクラブの生徒（13歳以上）は一般の大会へ出場可能とする。

- 第23条 本会の会員は次の理由によってその資格を失う。
- (1) 退会の届出
 - (2) 単位クラブ、同好会の解散
 - (3) 会費の未納
 - (4) 除名の決議
 - (5) その他不正行為（いかなるハラスメントも含まれる）が特定された場合
- 第24条 会員が所定の会費を納付しないとき、又は本会の対面を傷つけ、又は趣旨に反する行為があったときは理事会の決議により除名・除籍することができる。
- 第25条 資産は理事会の議決に基づいて会計がこれを管理する。
- 第26条 罰則規程・特別委員会の設置
協会の運営上明らかに過失が認められ運営が円滑に進められない場合又は、理事会に設置の申し入れが要望され、可決した場合にその調査を目的にこの委員会が設置される。
その場合報告書は必要に応じて総会にて報告される。
この委員長選任は理事長・会長の承諾が必要となる。
- 第27条 上部団体・各スポーツ団体との交流と連携
本会の主旨に従い、埼玉県テニス協会・公益財団法人川口市スポーツ協会との連携及び各スポーツ団体との交流を推進する。
- 第28条 インターネットの活用（IT化）
会員登録は代表又は代行のメールアドレスを必須とし、その通知・大会エントリー・募集・大会要項・その他・会員の意見等、ホームページ上のメールで行い、理事会・事務局との疎通を計り協会の運営が円滑に行われる事を目的とする。尚、各団体には主にメール交信とするが、移行期間の特例としてFAX交信を認める場合もある。
- 第 7 章 負担金の償還について**
- 第29条 経費について
事業推進に係る役員手当等支給規程に準じ、活動費として精算される。
- 第 8 章 情報公開及び個人情報の保護**
- 第30条 (1) 本会は公正で開かれた活動を推進する為に、その活動状況・運営内容・財務資料等を隨時公開する用意がある。
(2) 情報公開に関する事項は理事会の決議により別に定める。
- 第31条 本会は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 付 則 (細則) 本会則の執行に必要な細則は理事会で別に定める。
付 則 (施行期日) この会則は昭和56年3月10日から施行する。
付 則 (規約改正) 平成23年4月29日一部改正。
付 則 第8条及び第9条平成31年4月1日一部改訂
付 則 会則第18条補足 令和2年5月24日
付 則 会則第22条ジュニア団体承認料の変更 令和3年5月16日
付 則 **会則第22条補足 令和4年5月21日**